

■公会計制度の整備

現在の地方公共団体には、予算収支決算制度が存在するのみで、民間企業でいうところの会計制度は存在しません。地方自治権の拡大と財源移譲が有効に機能するには、「予算消化型地方行政」から、拡大した権限と財源をいかに有効活用するかという「考える地方行政」に発想を転換する必要がある、公会計制度の整備が急務とされています。

1. 公会計基準の整備

(1) 単式簿記から複式簿記に

地方公共団体の現行会計は、予算制度を基盤とした単式簿記による現金収支決算であり、このため予算獲得と予算消化が優先され、不採算事業が継続されたり、不要・不急なサービスが行われるなど経済性や効率性は無視されています。政府は「複数年予算制度」の導入を検討していますが、そのためには決算日時点の財務諸表、特にストック情報である貸借対照表が不可欠となります。そこで、複式簿記・発生主義による本格的な公会計制度の導入を提案します。

(2) 公会計基準の必要性

公会計制度を導入するには、中央官庁や地方公共団体の財政の実態を適切に反映する「公会計基準」の整備が前提となります。現在、わが国には公会計基準が整備されておらず、私立学校や病院、公益法人等の非営利組織の会計基準についても、監督官庁が個別に行政目的のために設定しているのが現状です。公会計制度の最大のインフラである公会計基準の整備が最重要課題であり、そのためにはまず「公会計基準設定主体」を設置する必要があります。

2. 地方公共団体のガバナンスの充実

(1) ディスクロージャー制度の導入

地方公共団体の首長は、住民に対して適切かつタイムリーに財務情報を開示し、財政の実態を説明する責任があります。ディスクロージャー制度は、住民が財務情報をチェックし、主権者として地方行政のガバナンス機能を果たす重要な手段であり、地方自治の原点であります。ディスクロージャー制度の導入により地方自治体のガバナンスは一挙に向上するものと考えます。

(2) 内部統制の整備の必要性

地方公共団体が会計基準に従って財務諸表を作成するには、「内部統制の整備」が不可

欠となります。内部統制が整備されると、業務分掌や業務プロセスの見直しが行われ、行政の効率化が図られるとともに、業務の不正をチェックする機能が日常業務の中に折り込まれます。

(3) 法定監査制度の導入

ディスクロージャー制度においては、開示される財務諸表が会計基準に従って正しく表記されていることが大前提となります。そこで、地方公共団体の説明責任を担保するために「独立した監査人の監査」が必要となります。ディスクロージャー制度の最終的な姿は、「整備された内部統制のもとで、公会計基準に準拠して作成された財務諸表を独立した監査人が監査し、監査証明書が添付された財務諸表が住民に開示される」ことなのです。